

# 宇野港における台風等への災害防止対策

平成27年 6月24日  
津波・台風等対策分科会

## I 関係者がとるべき基本事項

- 1 人命の安全確保を最優先として行うものとする。
- 2 台風又は発達した低気圧等により、宇野港に海難及び災害の発生が予想される場合には、あらかじめ必要な措置を講じるとともに、宇野港長から各体制（勧告）が発令された場合は速やかに適切な措置を講じるものとする。
- 3 連絡体制の確保及び情報の収集に努めるものとする。
- 4 関係船舶の動静等を把握し、状況に応じて入港の中止及び避難等の適切な措置を行うものとする。

## II 体制（勧告）の発令及び解除

- 1 IVの対応表に基づく各体制（勧告）の発令及び解除は、宇野港長が行う。  
ただし、各体制（勧告）の発令及び解除について、宇野港長から諮問があった場合には、会員は会議を開催の上、これに協力する。
- 2 各体制（勧告）の発令時期については、当該各体制（勧告）に係る措置が確実に実行される事を期すため、当該発令時期が執務時間外になると予期する場合は、執務時間内に発令時期を周知するものとする。

## III 報告

会員は、各体制（勧告）に基づく船舶等の避難状況及び実施した措置の状況等を、速やかに宇野港長まで報告するものとする。

## IV 対応表

区分	発令の要件	船舶等のとるべき措置					
		フェリー、旅客船	貨物船	危険物積載船	漁船、プレジャーボート	工事作業船	修繕中の船舶（操縦性能制限船を含む）
注意喚起	・宇野港が24時間以内に台風の強風域（風速15m/s以上の圏内）に入ると予想された時	・運航中止時刻の検討	・荷役中止時刻の検討	・荷役中止時刻の検討	・陸揚げ固縛、係留強化等の準備	・工事作業の中止を検討 ・避難海域の選定及び避難準備 ・避難海域まで6時間以上を要する船舶（総トン数500トン未満の船舶で係留強化による避難を可とするものを除く。）は避難を開始	・修繕の中止を検討 ・避難海域の選定及び避難準備 ・避難海域まで6時間以上を要する船舶（総トン数500トン未満の船舶で係留強化による避難を可とするものを除く。）は避難を開始
第一警戒体制	・宇野港が6時間以内に台風の強風域（風速15m/s以上の圏内）に入ると予想された時	・概ねの運航中止時刻の決定（利用者への周知） ・避難海域の選定及び避難準備	・荷役中止の準備、港外避難できる体制の確保 ・避難海域の選定及び避難準備	・荷役中止の準備、港外避難できる体制の確保 ・避難海域の選定及び避難準備	・陸揚げ固縛、係留強化等の流出防止措置	・工事作業の中止 ・小型船、台船は陸揚げ固縛、係留強化等の流出防止措置 ・避難中の船舶は避難を継続	・艀装中等で自航できない船舶は係留強化 ・避難中の船舶は避難を継続
第二警戒体制	・宇野港が6時間以内に台風の暴風域（風速25m/s以上の圏内）に入ると予想された時	・港外避難（ただし、総トン数500トン未満の船舶は、台風の進路、規模等によっては、係留施設の強度等を考慮のうえ、係留強化による避難を可とする。）	・港外避難（ただし、総トン数500トン未満の船舶は、台風の進路、規模等によっては、係留施設の強度等を考慮のうえ、係留強化による港内避難を可とする。）	・港外避難	・同上	・港外避難（ただし、総トン数500トン未満の船舶は、台風の進路、規模等によっては、係留施設の強度等を考慮のうえ、係留強化による港内避難を可とする。）	・同上
解除	・台風の影響圏外となり、気象警報が解除され、台風による海難及び災害発生のおそれが無くなった時	・体制解除後は、避難した船舶等が入港するため港内交通が輻輳することから、関係者は連絡を密にして事故防止を期すること。					

（参考） 本対応表における宇野港長による第一警戒体制及び第二警戒体制の発令は、港則法第37条第4項に基づき港長が行う「勧告」に該当するものである。

## V 異常気象（発達した低気圧の接近等）への災害防止対策

気象庁から発表される気象情報及び注意報・警報を基に、上記IからIVまでの規定を準用した体制の発令を宇野港長が行う。  
ただし、各体制（勧告）の発令及び解除について、宇野港長から諮問があった場合には、会員は会議を開催の上、これに協力する。

## VI 宇野港付近海域における台風等への災害防止対策

上記IからVまでの規定に準じた対策をとるものとする。